

# 月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ



## さまざまな架空請求に注意!

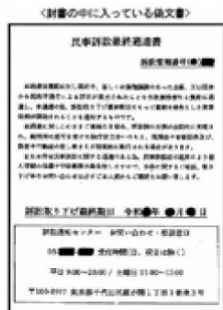
架空請求の手口が巧妙化し、債権回収業者になりましたメールや、公的機関を装った封書による架空請求が増加しています。このようなメールや郵便が届いても決して相手に連絡せず、無視してください。

### 事例 1



実在する事業者をかたり「利用料金の未納が発生しており、至急連絡するように」とのSMS(ショートメッセージサービス)がスマートフォンに届いた。

### 事例 2



実在しない機関名で「民事訴訟最終通達書 重要」と書かれた封書が普通郵便で送られてきた。中には、訴状が提出されたとあり、このまま連絡しないでいると、原告の主張が全面的に受理されて、預金や不動産等の差し押さえを強制的に執行すると書いてある。

※万が一本当の民事訴訟ならば、訴えた人の氏名や訴訟対象となる事実等が記載された「訴状」が、裁判所から「特別送達」で、訴えられた人へ直接に手渡しされます。普通郵便で郵便受けに入れられることはありません。

渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付: 祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付: 月曜日～金曜日 9:00～17:00 / 土曜日 9:00～12:00 / 13:00～17:00

※ 祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。

